

東北大学病院地域医療連携協議会会則

(名称)

第1条 本会は、東北大学病院地域医療連携協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、東北大学病院と、東北大学病院に係る医療機関（以下「関係医療機関」という。）との連携を密にすることにより、医療機関の機能分化を促進し、あわせて医療の質の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 総会の開催
2. 会報等の発行
3. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

1. 東北大学病院長
2. 東北大学病院地域医療連携センター長
3. 協議会の目的に賛同した関連医療機関の長
4. その他協議会が必要と認める者

(会長)

第5条 会長は、東北大学病院長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会員)

第6条 本会の会員は、次の者とする

2 本会の目的に賛同し、入会登録を行った者とし、保険医療機関として厚生労働大臣の指定を受けた病院、診療所の長とする。

(入会)

第7条 会員として入会する者は、入会申込書を東北大学病院地域医療連携センターあてに提出し、会長の承認を得た者とする。

(退会)

会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2 この規則の定めるものの他、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

- (1) 厚生労働大臣の指定を辞退したとき
- (2) 会員の継続が困難と会長が判断したとき

(庶務)

第8条 本会の庶務は東北大学病院地域医療連携センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規則の改正は、協議会の議を経なければならない。

2 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長にて決定する。

附 則

この規則は、平成18年2月24日から施行する。

附 則 (令和5年2月7日改正)

この規則は、令和5年2月7日から施行する。